

オークション規程改定のご案内

【主な改定内容】

- (1) インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入に伴い会員条件を変更（USS オートオークション規則）
- (2) 半導体不足等による装備レス車についての対応（出品・落札規程）
- (3) C A R F A X等の海外データからメーター改ざんが発覚した場合の取扱いを変更（クレーム規程、事故・現状車コーナー規程）

【施行日】 2023 年 10 月 1 日（改定告知日：9 月 1 日）

【新旧比較表】

1. U S S オートオークション規則

新	旧	備考
第 10 条(正会員) 以下の要件をいずれも満たす会員を正会員とする。 (1) 古物商許可証（自動車）を所持する中古車取扱事業者であること (2) 適格請求書発行事業者であること (3) 常設の営業所を有し、現に営業活動を行っていること	第 10 条(正会員) 以下の要件をいずれも満たす会員を正会員とする。 (1) 古物商許可証（自動車）を所持する中古車取扱事業者であること (2) 常設の営業所を有し、現に営業活動を行っていること	正会員の条件として、適格請求書発行事業者であることを追加する。

2. 出品・落札規程

新	旧	備考
第 4 条（出品店の申告義務） 1. 出品店は、車両の出品に際して、オークション出品票に下記の事項を正確に記載してこれを申告するものとする。 (24)登録遅れ（マイナーチェンジ、モデルチェンジ、仕様変更）等のあった車両で、チェンジがあった日を含む月から 6 か月以上経過し、かつ年をまたいでいるもの。なお輸入車は除く） (25)輸出歴（日本国外へ輸出された車両を輸入して出品する場合は記入する） (26) レスオブション（輸入車は除く） (27)改造の有無およびその内容（車検証のコピーがあれば車載する）	第 4 条（出品店の申告義務） 1. 出品店は、車両の出品に際して、オークション出品票に下記の事項を正確に記載してこれを申告するものとする。 (24)登録遅れ（マイナーチェンジ、モデルチェンジ、仕様変更）等のあった車両で、チェンジがあった日を含む月から 6 か月以上経過し、かつ年をまたいでいるもの。なお輸入車は除く） (25)輸出歴（日本国外へ輸出された車両を輸入して出品する場合は記入する） (26)レスオブション (27)改造の有無およびその内容（車検証のコピーがあれば車載する）	輸入車は、装備レスの判別が困難なケースが多いため、出品店申告義務のレスオブションから輸入車を除外する。

3. クレーム規程、事故・現状車コーナー規程

新	旧	備考
重大クレーム一覧表（落札店から契約解除可能なクレーム） 6 【クレーム内容】メーター改ざん車両（U S S が認める海外データを根拠とするもの）【受付期限】開催日を含む 1 か月以内【ペナルティ】なし【損害賠償の基準】落札車両代金、落札店迄の往復陸送代、落札手数料相当額	重大クレーム一覧表（落札店から契約解除可能なクレーム） 左記を追加する	C A R F A X等の海外データからメーター改ざんが発覚した場合、落札店からのキャンセルを可能とする。

4. 書類規程

新	旧	備考
第 10 条（名義変更または抹消登録後の譲渡書類の提出義務） 1. 次の各号の一つに該当する車両を出品しようとする会員は、当該車両については、出品店名義に登録、または抹消登録した上で譲渡書類を引渡すものとする。 (1)当該車両の名義人が一般の支払を停止する等倒産状態にある 車両 (2) 譲渡書類の差替または再交付が困難と思われる車両 (3)名義人が死亡している車両 (4)その他地域により登録手続の取扱いが異なる 車両	第 10 条（名義変更または抹消登録後の譲渡書類の提出義務） 1. 次の各号の一つに該当する車両を出品しようとする会員は、当該車両については、出品店名義に登録、または抹消登録した上で譲渡書類を引渡すものとする。 (1)当該車両の名義人が一般の支払を停止する等倒産状態にある 場合 (2) 差替または再交付が困難と思われる譲渡書類 (3)名義人が死亡している車両 (4)その他地域により登録手続の取扱いが異なる もの	出品店名義に登録、または抹消登録しなければ出品できない車両について、表現を変更する。

以上

ご不明な点がございましたら各会場事務局までお問合せください

2023 年 9 月 1 日 U S S 事務局